NHK

放送受信契約のご案内 在中

料金後納郵便

特別あて所配達

これは、住所又は居所のみを
記載した郵便物です。

転送不要

【差出人】
日本放送協会
東京都渋谷区神南2−2−1

受信契約のお手続きはスマホで簡単!
同封の二次元コードからお手続きいただけます

（還付先）〒219−8799 川崎東郵便局留

みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

受信料制度で、かなえたい。

NHK

2402A

NHK

これは、住所又は居所のみを記載した郵便物です。

■DM番号

■お問い合わせ番号

【お問い合わせ先】
NHK お問い合わせ窓口
電話　0570-033-011
（午前9時～午後6時）
※番号のおかけ間違いにご注意ください。
※お客様のお使いの電話番号から上記のナビダイヤルをご利用になれない場合は、050-3786-5011をご利用ください。
（午前9時～午後6時）

NHK放送受信契約のお願い

テレビ等の受信機を設置された場合は、放送受信契約が必要になります。お手続きがお済みでない場合は、お早めにお手続きをお願いいたします。

なお、テレビのご設置がない場合や既にお届けいただいている場合はNHKへのご連絡（ご返送やお電話）は必要ありません。
何卒ご容赦ください。



2402A

お手続き方法

NHKホームページでのお手続き

「受信料の窓口」から簡単にお手続きいただけます。

スマホ・タブレットはこちらから

https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/

ハガキでのお手続き

下のハガキ部分を切り離したうえで、裏面の記入例を参考にご記入押印のうえご返送をお願いいたします。

※同封の目隠し用シールをご利用ください。

※学生や単身赴任の方などを対象とした家族割引、学生の方を対象とした受信料免除制度がございます。詳しくは上記NHKホームページ「受信料の窓口」をご覧ください。

個人情報の利用目的　NHKが放送受信料の契約・収納活動や放送の受信に関する活動を通じて取得した、皆様の個人情報の利用目的は、次のとおりです。1.放送受信契約締結のための活動、放送受信料の収納活動（家族割引の適用確認を含みます）　2.免除基準の適用　3.放送の受信に関する相談業務、NHK共聴の維持・運営　4.放送やイベントのお知らせ　5.放送文化・普及・受信に関する調査へのご協力のお願い

▼ 放送受信契約書 兼 住所変更届　【裏面の記入要領を参考にご記入ください】

NHK 放送受信契約書 兼 住所変更届

日本放送協会（NHK）宛
私は、NHKの放送を受信することのできる受信設備（受信機）を設置していますので、本書により、NHKとの間で、放送受信規約を契約内容として放送受信契約を締結し、または、既に締結されている放送受信契約について放送受信規約の定めるところに従い各種届出事項や契約内容を変更します。

記入日　令和　　年　　月　　日

該当する□にチェックレをしてください。

契約種別	
□ 衛星契約	□ 1. 放送受信契約書
□ 地上契約	□ 2. 住所変更届

ご記入いただいた項目について、変更のお届け等があったものとして取り扱います。なお、すでにあるご契約を確認できない場合、ご記入いただいた情報に基づく新規契約のお申し込み（継続振込・2か月払）として取り扱います。

受信契約者

フリガナ	
お名前	姓　　名　　押印　印
ご住所	
	電話　-　-　　メール　@
※新規契約の場合は記入不要です	
前のご住所	〒　－　　□都 □道 □府 □県　　□市 □区 □郡

※住所変更の方で現在のお支払方法の継続をご希望の場合は記入不要です

お支払方法	□ クレジット　□ 口座振替　□ 払込用紙（継続振込）
お支払コース	□ 2か月払　□ 6か月前払　□ 12か月前払

※クレジット・口座振替にチェック✓をいただいた場合は別途申込用紙を送付いたします。（登録完了までは払込用紙でのお支払いとなります）
※新規契約で、ご指定がない場合は「継続振込・2か月払」とさせていただきます。

受信機設置日	□ 令和 □ （　　　）　年　月　日 ※令和以外の場合は（　）にご記入ください

受信機の設置日が記入日と同じ場合、この欄のご記入は不要です。お支払いいただく放送受信料は令和元年10月以降に受信機を設置した場合については、設置した月の翌月分から月額で発生します。

□ 家族割引の資料送付を希望する　□ 学生の方を対象とした受信料免除の資料送付を希望する

M
7030　H8832712

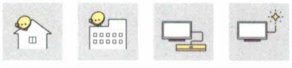
記入要領　NHK放送受信契約書 兼 住所変更届

1. 「記入日」をご記入ください。

2. 「衛星契約」または「地上契約」にチェック☑をしてください。

衛星放送を受信できるテレビ等をお持ちの場合	☑ 衛星契約
衛星放送が受信できない場合	☑ 地上契約

衛星放送が受信できる設備

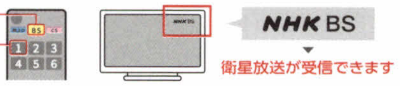


チャンネルの合わせ方

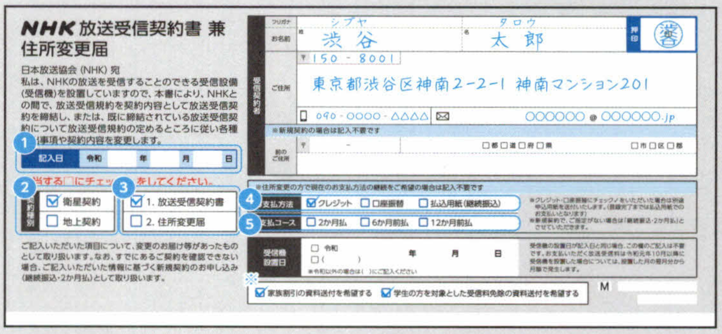
はじめに BS ボタンを押してください。

次に 1 チャンネルを押してください。

画面右上に下記チャンネル名が表示されます。



地上放送のみを受信できる場合は「地上契約」、衛星放送を受信できる場合は「衛星契約」が必要です。



3. 該当するお手続きにチェック☑をしてください

新規契約または衛星契約への種別変更の場合	☑ 1. 放送受信契約書
住所変更の場合	☑ 2. 住所変更届

※衛星契約への契約種別の変更と住所変更を同時にお手続きされる場合は1と2それぞれにチェック☑をしてください。

4. ご希望の「お支払方法」にチェック☑をしてください。

5. ご希望の「お支払コース」にチェック☑をしてください。

※ 家族割引、学生免除の資料送付をご希望の場合は、チェック☑をしてください。

お手続き内容を確認

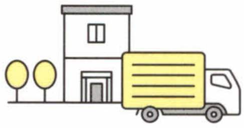
新規契約

単身赴任、ご結婚など、世帯から独立されている場合



住所変更

ご家族みなさまでお引越しをされている場合



※旧住所で受信契約を締結されていない場合は、新規契約となります。

返信方法

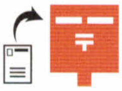
1. キリトリ線に沿って切り離したうえで「放送受信契約書 兼 住所変更届 (右記ハガキ部の表面)」の必要事項をご記入ください。



2. 同封の目隠し用シールを「放送受信契約書 兼 住所変更届」に貼ってください。



3. ポストに投函してください。



料金受取人払郵便

成城局承認

53

差出有効期間
2025年5月
31日まで
(切手不要)

157-8790

東京都世田谷区砧1−10−11

NHK 東京事務センター　行

NHK

受信料額について

放送受信契約を結ばれた方には、テレビ設置の月の翌月から、
廃止のお届けのあった月の前月まで、次の表の放送受信料をお支払いいただきます。

契約種別	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
衛星契約（地上+衛星）	3,900円	11,186円	21,765円
地上契約（地上のみ）	2,200円	6,309円	12,276円

※料額には消費税を含みます。 ※沖縄県の料額は異なります。

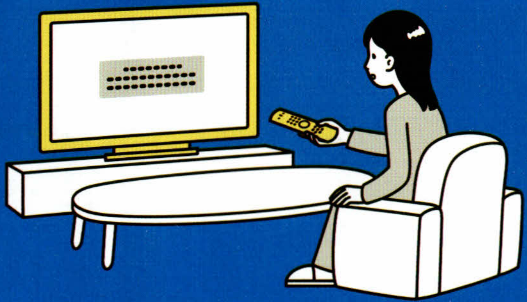
放送受信契約のお手続きは
スマホで簡単！



https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/

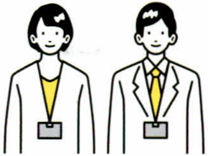
NHK

NHKの衛星放送はご覧になれますか？



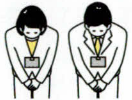
「衛星放送の視聴方法がわからない」、
「設置確認メッセージの消去方法がわからない」など
よくある質問にもお答えします。

ご案内はこちらから



NHKの衛星放送を受信できる場合は「衛星契約」が必要となります。

大切なお知らせ



NHK

いつもNHKの放送事業にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。
2023年10月から、放送受信規約および放送受信料免除基準を一部変更しました。

受信料を値下げ

- 10月から受信料を1割値下げ
- お支払方法により異なる受信料額を一本化

学生の免除を拡大

- 親元などから離れて暮らす扶養されている学生のみなさまの受信料を全額免除 ※全額免除の適用には、お手続きが必要です

受信契約の申込み期限について

放送法の改正等に伴い、2023年4月から放送受信規約に受信契約の申込み期限が規定されました。受信契約の申込み期限は「受信機の設置の月の翌々月の末日まで」です。受信機を設置されましたら、お早めに受信契約の手続きをお願いいたします。

詳細はホームページ
「NHK受信料の窓口」
をご確認ください
https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/

2402C

放送法（抜粋）

（受信契約及び受信料）

第六十四条　協会の放送を受信することのできる受信設備（次に掲げるものを除く。以下この項及び第三項第二号において「特定受信設備」という。）を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約（協会の放送の受信についての契約をいう。以下この条及び第七十条第四項において同じ。）の条項（以下この項において「認可契約条項」という。）で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。ただし、特定受信設備を住居（住居とみなされる場所として認可契約条項で定める場所を含む。）に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。

一　放送の受信を目的としない受信設備

二　ラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第百二十六条第一項において同じ。）又は多重放送に限り受信することのできる受信設備

2　協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるのでなければ、前項の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3　協会は、受信契約の条項については、次に掲げる事項を定め、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　受信契約の単位に関する事項

二　受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項（特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。）

三　受信料の支払の時期及び方法に関する事項

四　次に掲げる場合において協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項

イ　不正な手段により受信料の支払を免れた場合

ロ　正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合

五　その他総務省令で定める事項

4　前項第四号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第四号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。

一　前項第四号イに掲げる場合に該当する場合　支払を免れた受信料の額

二　前項第四号ロに掲げる場合に該当する場合　同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額

5　協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前各項の規定を適用する。

日本放送協会放送受信規約

令和５年１０月１日から施行

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第１項の規定により締結される放送の受信についての契約は、次の条項によるものとする。

（放送受信契約の種別）

第１条　日本放送協会（以下「ＮＨＫ」という。）の行なう放送の受信についての契約（以下「放送受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。

地上契約　……地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

衛星契約　……衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

特別契約　……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

2　受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、ＮＨＫのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

（放送受信契約の単位等）

第２条　放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する２以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。

2　事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。

3　第１項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。

4　第２項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。

5　同一の世帯に属する１の住居に２以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、１の放送受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類の異なる２以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。

6　１の者が事業所等住居以外の同一の設置場所に２以上の受信機を設置した場合においては、その数にかかわらず、１の放送受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類の異なる２以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。

（放送受信契約書の提出）

第３条　受信機を設置した者は、受信機の設置の月の翌々月の末日までに、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（ＮＨＫの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。

(1)　受信機の設置者の氏名および住所

(2)　受信機の設置の日

(3)　受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別

(4)　受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所

(5)　受信機を事業所等住居以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数

2　放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。この場合において、放送受信契約の種別の変更が、第５条第３項第１号に定める料額が高い契約種別への変更であるときは、放送受信契約書の提出の期限は、その変更にかかるテレビジョン受信機の設置の月の翌々月の末日までとする。

3　第１項または第２項の放送受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第１項または第２項に規定する事項を届け出るものとする。

4　前項による放送受信契約書の提出があった場合、ＮＨＫは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。

5　受信機を設置した者は、第１項から第３項までの放送受信契約書の提出に際して、利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出るものとする。

（放送受信契約またはその種別の変更契約の成立時期）

第４条　放送受信契約またはその種別の変更契約は、受信機の設置者とＮＨＫの双方の意思表示の合致の日に成立する。

（放送受信料支払いの義務）

第５条　放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第９条第２項の規定により解約となった月の前月まで、１の放送受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

種別	月　額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

2　特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表１に掲げる額とする。

3　放送受信契約の種別に変更があったときの放送受信料は、次の各号の契約種別の料額とする。

(1)　地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」という。）があった場合においては、その変更にかかる受信機の設置があったときの当該月分の放送受信料は、変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。

(2)　衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。）があった場合においては、その変更にかかる受信機の廃止等に伴う第３条第２項または第３項の提出があったときの当該月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機の設置があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、当該月分の放送受信料は変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。

(3)　月に２回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の放送受信料は、前２号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。

イ　衛星契約

ロ　地上契約

4　次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、放送受信料を支払わなければならない。

(1)　受信機の設置の月またはその翌月に第９条第２項の規定により解約となったときは、当該月分の放送受信料を支払わなければならない。この場合において、当該解約となった月に料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。

(2)　受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第１項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。この場合において、当該受信機の設置の月の翌月に第９条第２項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。

(3)　料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第９条第２項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。

（多数契約一括支払に関する特例（多数一括割引））

第５条の２　衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準（以下「免除基準」という。）の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、１０件以上である１の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第６条第３項に定める口座振替もしくは継続振込または第６条第４項に定めるその他の支払方法のうちＮＨＫの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第１項および第２項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、放送受信料額から、１件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に１件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
１０件以上	３００円	９０円

2　前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が１０件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が９件または特別契約の契約件数が９件である１の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を１０件として算定した放送受信料額を支払うものとする。

3　第１項の多数契約一括支払に関する特例を第５条の４に定める同一生計支払に関する特例または第５条の５に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について放送受信料額から、１件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第１項に定める額に第５条の４または第５条の５に定める減額分を加算したものとする。

4　前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が１０件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する１の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を１０件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が１０件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。

(1)　衛星契約の契約件数が７件、８件または９件であるとき

(2)　特別契約の契約件数が８件または９件であるとき

5　前４項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例と重ねて適用することはしない。

（団体一括支払に関する特例（団体一括割引））

第５条の３　別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて１５名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、第６条第３項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第５条第１項および第２項の規定にかかわらず、放送受信料額から、１件あたり月額１８０円を減じて支払うものとする。

2　前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。

3　第１項の団体一括支払に関する特例は、第５条の５に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはしない。

（同一生計支払に関する特例（家族割引））

第５条の４　住居に設置した受信機についての放送受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく放送受信料を支払う場合で、その放送受信契約者またはその者と生計をともにする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、放送受信料額から、第５条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの放送受信契約についても第６条第３項に定める支払方法により放送受信料を支払う場合にのみ適用する。

2　ＮＨＫは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、ＮＨＫは、前項に定める特例を適用しないことができる。

3　第１項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。

4　ＮＨＫは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第１項に定める特例を適用しないことができる。

（事業所契約に関する特例（事業所割引））

第５条の５　事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、１の者が同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計２件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち１件を除外した残りのそれぞれについて、放送受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する１件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。

2　前項において敷地とは、１の建築物または用途上不可分の関係にある２以上の建築物のある一団の土地をいう。

3　ＮＨＫは、第１項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、ＮＨＫは、第１項に定める特例を適用しないことができる。

4　第１項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。

5　ＮＨＫは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第１項に定める特例を適用しないことができる。放送受信契約者が特例の適用された放送受信料を別に定める期限までに支払わない場合は、ＮＨＫは、当該請求期間および当該請求期間後の放送受信料に関して第１項に定める特例を適用しないことができる。

（放送受信料の支払方法）

第６条　放送受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。

第１期　（４月および５月）

第２期　（６月および７月）

第３期　（８月および９月）

第４期　（１０月および１１月）

第５期　（１２月および１月）

第６期　（２月および３月）

2　放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降６か月分または１２か月分の放送受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。

3　放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はＮＨＫが負担する。

(1)　口座振替　ＮＨＫの指定する金融機関に設定する預金口座等から、ＮＨＫの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。

(2)　クレジットカード等継続払　ＮＨＫの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。

(3)　継続振込　ＮＨＫの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、ＮＨＫが定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む。）を用いて、ＮＨＫの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。

4　前項に定めるほか、放送受信料は、ＮＨＫの指定する金融機関等を通じてまたはＮＨＫの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる。（これらの支払い方法を「その他の支払方法」という。）

5　放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、ＮＨＫが定める放送受信料口座振替利用届をあらかじめＮＨＫに提出しなければならない。

6　口座振替による支払いは、前項または第１１項に定める放送受信料口座振替利用届をＮＨＫが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。

7　口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかったとき（次項の場合を除く。）は、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。

8　口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については

別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。
9　放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、クレジットカード会社等に立て替えさせることによって支払うことができる。
１０　放送受信契約者がクレジットカード等継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、ＮＨＫが定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をあらかじめＮＨＫに提出しなければならない。ＮＨＫは、その放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社等に確認した上で受理する。
１１　第５項の放送受信料口座振替利用届および前項の放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。
１２　クレジットカード等継続払による支払いは、第１０項または前項に定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をＮＨＫが受理した月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。
１３　ＮＨＫがクレジットカード会社等に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、ＮＨＫが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならず、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。

(メッセージの表示)
第７条　ＮＨＫは、受信機（衛星系によるテレビジョン放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。）を設置した者にその設置の旨をＮＨＫに連絡するよう促す文字（以下「設置確認メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。
2　ＮＨＫは、受信機を設置した者から次の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。
(1)　受信機の設置者の氏名および住所
(2)　受信機の画面にＢ－ＣＡＳカード番号またはＡＣＡＳ番号として表示される識別番号（以下「ＩＤ番号」という。）
(3)　受信機を第１号の住所以外の場所に設置した場合はその場所
3　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる理由により、ＮＨＫにおいて前項各号に掲げる事項の１に該当する事実を確認できない場合には、ＮＨＫは第１項の措置をとることができるものとする。
(1)　前項の連絡を受けた事項の内容が事実に相違すること
(2)　前項の連絡の後、前項第２号のＩＤ番号を変更したこと
(3)　前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間において、同項第１号の住所または同項第３号の場所に変更が生じたこと
4　第１項および前項の措置は、第３条第１項ただし書に規定する場合および放送受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とることができるものとする。
5　ＮＨＫは、第２項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結しない場合には、放送受信契約の締結を案内する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。
6　ＮＨＫは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。

(氏名、住所等の変更)
第８条　放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。
2　前項の届け出が行なわれない場合において、ＮＨＫが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、ＮＨＫは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、ＮＨＫは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。
3　放送受信契約者が放送局に届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出るものとする。

(放送受信契約の解約)
第９条　放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。
(1)　放送受信契約者の氏名および住所
(2)　受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
(3)　受信機を事業所等住居以外の場所に設置していた場合は放送受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数
(4)　放送受信契約を要しないこととなった事由
2　ＮＨＫにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかったものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとすることがある。
3　ＮＨＫは、第１項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、放送受信契約は解約されないものとすることができる。

(放送受信料の免除)
第１０条　放送法第６４条第２項の規定に基づき、免除基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。
2　前項本文による免除の申請をしようとする者は、免除を受けようとする理由、放送受信契約の種別ならびにテレビジョン受信機の数およびその設置の場所を記載した放送受信料免除の申請書に、理由の証明書および受信機の設置見取図を添えて、放送局に提出しなければならない。
3　第１項本文により、放送受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。
4　ＮＨＫは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第２項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第１項本文により放送受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。
5　ＮＨＫは、免除の事由が存続していることを確認するため、第１項本文により放送受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることができる。
6　ＮＨＫは、第４項または前項によっても免除の事由が存続していることを確認できない場合、その者の放送受信契約については、放送受信料を免除しないものとする。

(放送受信料の精算)
第１１条　放送受信契約が解約となり、または放送受信料が免除された場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第５条第１項または第２項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。
(1)　経過期間が６か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する放送受信料額を差し引いた残額
(2)　経過期間が６か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第５条第１項または第２項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額
2　放送受信契約の種別、前条の適用または第５条の２から第５条の５までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。
3　放送受信料が支払われた期間の放送受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。
4　本条第１項から第３項までの返れいについて、ＮＨＫは、その額を翌期以降の期分の放送受信料（第５条第１項または第２項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の放送受信料）の支払いに充当することができる。

(放送受信契約者の義務違反および割増金等)
第１２条　ＮＨＫは、放送受信契約者が次の各号の１に該当する不正な手段により放送受信料の支払いを免れたときは、当該放送受信契約者に対し、支払いを免れた放送受信料に加え、その２倍に相当する額である割増金を請求することができる。
(1)　放送受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったときその他第９条の放送受信契約の解約について不正があったとき
(2)　放送受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第１０条の放送受信料の免除について不正があったとき
(3)　その他放送受信料の支払いについて不正があったとき
2　ＮＨＫは、受信機を設置した者が正当な理由なく第３条第１項に定める期限までに第１条第２項に従った契約種別の放送受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に放送受信契約を締結した場合、当該放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から放送受信契約を締結した月の前月までの期間（以下本項において「対象月」という。）について、第１条第２項に従った契約種別の放送受信料に加え、その２倍に相当する額である割増金を請求することができる。ただし、対象月において当該契約より料額が低い契約種別の放送受信契約書が提出されている場合、ＮＨＫは、対象月について、第１条第２項に従った契約種別の放送受信料に加え、当該放送受信料と当該料額が低い契約種別の放送受信料との差額の２倍に相当する額である割増金を請求することができる。
3　ＮＨＫは、放送受信契約者が受信機を設置することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合において、当該放送受信契約者が正当な理由なく第３条第２項に定める期限までに変更後の契約種別の放送受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に変更後の契約種別の放送受信契約を締結したときは、当該放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間について、変更後の契約種別の放送受信料に加え、変更後の契約種別の放送受信料と変更前の契約種別の放送受信料との差額の２倍に相当する額である割増金を請求することができる。

(支払いの延滞)
第１２条の２　ＮＨＫは、放送受信契約者が放送受信料の支払いを３期分以上延滞したときは、当該放送受信契約者に対し、延滞した放送受信料に加え、１期あたり 2.0％の割合で計算した延滞利息を請求することができる。

(ＮＨＫの免責事項および責任事項)
第１３条　放送の受信について事故を生じた場合があっても、ＮＨＫは、その責任を負わない。
2　地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない。
3　衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の放送受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の放送受信料は徴収しない。

(放送受信者等の個人情報の取り扱い)
第１３条の２　ＮＨＫは、放送受信契約の事務に関し保有する放送受信者等（放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和４年３月 31 日個人情報保護委員会・総務省告示第１号。以下「ガイドライン」という。）第３条第２号に規定する放送受信者等をいう。）の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年４月２日閣議決定）およびガイドラインに基づくほか、別に定めるＮＨＫ個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。
2　前項の個人情報の取り扱いについては、放送受信契約の締結と放送受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、ＮＨＫ共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。

(規約の変更)
第１４条　この規約は、総務大臣の認可を受けて変更することがある。

(規約の周知方法)
第１５条　この規約およびこの規約の変更は、官報によって周知する。

付 則
(施行期日)
1　この規約は、令和５年１０月１日から施行する。

(電話番号および電子メールアドレスの届け出に関する経過規定)
2　令和４年４月１日より前に放送受信契約書を提出した者については、同日以降、住所変更、放送受信契約の種別の変更その他のこの規約に定める各種の手続きを行なうときに、第３条第５項に定める電話番号および電子メールアドレスを放送局に届け出るものとする。ただし、すでに届け出ている場合はこの限りではない。

(放送受信料の支払いに関する経過規定)
3　受信機の設置の月が令和元年９月以前である場合には、第５条第１項の規定にかかわらず、放送受信契約者は、受信機の設置の月（当該月に第９条第２項の規定により解約となった場合を含む。）の放送受信料を支払わなければならない。
4　第５条第３項第１号および同条第４項第３号の規定は、その変更にかかる受信機の設置の月が令和元年１０月以降である放送受信契約に、同条第３項第２号ただし書の規定は、受信機の設置の月またはその変更にかかる受信機の設置の月が令和元年１０月以降である放送受信契約に、同条第４項第１号の規定は、受信機の設置の月が令和元年１０月以降である放送受信契約に適用する。

(割増金の支払いに関する経過規定)
5　不正な手段により支払いを免れた令和５年３月以前の放送受信料がある場合における第１２条第１項の規定の適用については、同項中「その２倍に相当する額」とあるのは「放送受信料の支払いを免れた期間のうち、支払いを免れた令和５年４月以降の放送受信料の２倍に相当する額」とする。
6　受信機の設置の月が令和５年３月以前である場合における第１２条第２項の規定の適用については、同項中「第３条第１項に定める期限までに」とあるのは「令和５年６月末日までに」とし、「その２倍に相当する額」とあるのは「令和５年４月から放送受信契約を締結した月の前月までの放送受信料の２倍に相当する額」とし、「対象月について、第１条第２項に従った契約種別の放送受信料に加え、」とあるのは「対象月の第１条第２項に従った契約種別の放送受信料に加え、令和５年４月から放送受信契約を締結した月の前月までの」とする。
7　受信機の設置の月が令和元年９月以前である場合における第１２条第２項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第１２条第２項中「受信機の設置の月の翌月から」とあるのは「受信機の設置の月から」とする。
8　料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和５年３月以前である場合における第１２条第３項の規定の適用については、同項中「第３条第２項に定める期限までに」とあるのは「令和５年６月末日までに」とし、「受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間について、変更後の契約種別の放送受信料に加え、」とあるのは「受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間の変更後の契約種別の放送受信料に加え、令和５年４月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの」とする。
9　料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和元年９月以前である場合における第１２条第３項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第１２条第３項中「受信機の設置の月の翌月から」とあるのは「受信機の設置の月から」とする。

(アナログ放送の終了に関する措置)
１０　第９条の規定にかかわらず、放送受信契約者がＮＨＫのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、ＮＨＫのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第１条第２項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から１年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。
(1)　放送受信契約者の氏名および住所
(2)　設置がないこととなった受信機の数
(3)　受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
(4)　ＮＨＫのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情
１１　ＮＨＫにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。
１２　ＮＨＫは、付則第１０項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとすることができる。
１３　付則第１１項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第５条第１項の適用については、同項中「第９条第２項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第１１項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における付則第３項の適用については、同項中「当該月に第９条第２項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第１１項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第１１条第１項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。
１４　第３条第２項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から１年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。
(1)　放送受信契約者の氏名および住所
(2)　変更にかかる受信機の数
(3)　受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
(4)　受信できる放送の種類に変更が生じた事由
１５　付則第１１項および第１２項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第１４項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第１０項の届け出」とあるのは「付則第１４項の提出」と読み替えるものとする。

(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)
１６　第１２条の２の規定にかかわらず、令和２年４月から令和５年９月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める３期分以上の延滞に通算しない。

別表１ 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第５条第２項関係）

種別	月　額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円

はがきの記入面にこの目隠しシールを貼ってポストに投函してください。